

# 受動喫煙対策は施設の 管理権原者等の義務となります

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。  
多くの人々が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙となります。  
令和2年4月1日から、多人数が利用する施設が対象となります。



- |          |              |               |         |
|----------|--------------|---------------|---------|
| ● 飲食店    | ● 映画館        | ● ボウリング場      | ● 集会場   |
| ● 旅館・ホテル | ● 劇場         | ● ゲームセンター     | ● 結婚式場  |
| ● 理・美容店  | ● パチンコ店      | ● 事業所(職場)     | ● 葬儀場   |
| ● デパート   | ● マージャン店     | ● 社会福祉施設      | ● 鉄道等車両 |
| ● 小売店    | ● カラオケボックス   | (①に該当する施設を除く) | ● 旅客船等  |
| ● 公衆浴場   | ● インターネットカフェ |               |         |

## 壁・天井等で区画され、たばこの煙の流出防止措置がとられた喫煙室 (喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室)のみ設置可

※指定たばこ専用喫煙室とする場合を除き、喫煙室内での喫煙以外の行為(飲食等)は不可



または



## 喫煙室におけるたばこの煙の流出防止措置

- ① 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙(蒸気を含む)が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること

### 違反時の 罰則

- 禁煙エリア内への灰皿等の設置: 50万円以下の過料(罰金)
- 禁煙エリア内での喫煙: 30万円以下の過料(罰金)

※禁煙エリア内ではiQOS・PloomTECH・glo等の加熱式たばこの使用も禁止されます。

【問合せ】詳細は厚労省の特設サイトをご覧ください。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

QRコードはこちら →

